

## 資料 2

### (2) 指定地域密着型サービス事業所の運営指導について

○法的根拠及び目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、第78条の7、第115条の17の規定によります。

運営指導は、帳簿書類などの提示の内容及び介護給付に係る費用の請求等について、法令の適合状況などを把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付など対象サービスの質の確保並びに保険給付の適正化及び利用者の保護を目的としています。

令和4年度は地域密着型事業所の実地指導は実施いたしませんでした。

なお、居宅介護支援事業所への実地指導は3件実施いたしました。

令和5年度は、地域密着型事業所について2～3件の指導を予定しております。

## 資料 3

### (3) 地域密着型サービスの施設整備について

市高齢者保健福祉計画に沿って、令和3年度、令和4年度と2回に渡り小規模多機能居宅介護施設の公募を実施しましたが、応募する事業者がおりませんでした。

令和5年度については、第8期計画の期間内の着手から完成までが困難であることから、小規模多機能居宅介護施設の再度の募集は行っておりません。

また、今年度は次期第9期高齢者保健福祉計画の策定年度であることから、必要とされる施設の整備について検討いたします。